

**「京都市立吳竹総合支援学校施設整備事業」に係る手続の実施状況  
及び今後のスケジュールについて（第2類事業※）**

- \*・建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業
- ・建築物の延べ面積が2,000m<sup>2</sup>以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地において実施されるものに限る。

平成31年3月5日	配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
3月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ）</li> <li>・市民意見募集の開始</li> </ul>
3月19日 (本日)	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
4月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦覧終了</li> <li>・市民意見募集の終了</li> </ul>
4月下旬以降	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
(以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付</li> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始（環境管理課窓口）</li> </ul>
	事業者から配慮書の提出
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告</li> <li>・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ）</li> <li>（環境影響評価手続の終了）</li> </ul>

#### (参考) 環境影響評価(計画段階環境配慮)の手続の流れ

